

	質問（要旨）	回答
1	無償化対象児童と就学している兄又は姉がいる世帯 ①兄妹での上限管理を弟姉にすることで、世帯として無償化になるのか。それとも、就学している兄や姉については、利用者負担が発生するのか。 ②就学している児童と無償化対象児童の組み合わせの事業所の請求についてはどうなるのか。	○無償化対象通所児童の無償化の対象期間は、満3歳になった年度の翌年度の4月1日から小学校入学までの3年間です。 ①就学児童は無償化対象とならないので世帯としては無償化になりません。就学児童（放課後等デイサービスなど）の負担額は現行どおりです。 （例）世帯としての利用者負担上限月額が4,600円の場合 ・無償化対象通所児童：無償化により負担額は0円 ・就学児童（放課後等デイサービスなど）：負担額は4,600円を上限 ②無償化対象児童は、利用者負担上限管理事務（以下「上限管理」という。）の要件にあてはまりません。※以下の例を参照 （例1）8歳児（放課後等デイサービス利用）と4歳児（児童発達支援利用）の世帯 現行 きょうだい児がいる場合で世帯として利用者負担上限月額を超える場合は、上限管理が必要 ⇒無償化後 4歳児：無償化対象児童 8歳児：1事業所のみ利用→上限管理不要 2事業所以上利用→世帯として利用者負担上限月額を超える場合は、上限管理が必要 （例2）8歳児と7歳児（ともに放課後等デイサービス利用）、4歳児（児童発達支援利用）の世帯 現行 きょうだい児がいる場合で世帯として利用者負担上限月額を超える場合は、上限管理が必要 ⇒無償化後 4歳児：無償化対象児童 8歳児と7歳児で世帯として利用者負担上限月額を超える場合は、上限管理が必要